

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 五六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五六
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 五六
- 道路の区域を変更する件二件 五三
- 道路の供用を開始する件二件 五三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十件 五三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 五五

訓令

福島県訓令第十八号

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本庁 機械 関
出先 機関 関

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表大規模管轄工事の監理に関する業務に従事する職員の項を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（行政経営課）

告示

福島県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月二十七日から同年十月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイヤ安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける		認可申請
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		年月日
有限会社 鈴木農園	郡山市田村町大供字 向一七三	郡山市田村町大善寺字中山田三二五ほか二筆		平成二十八年九月九日
須賀 豊一	郡山市三穂田町富岡 字田宿下六九	郡山市三穂田町富岡字根カラマリ五四ほか一筆		同日
野崎 文夫	郡山市三穂田町富岡	郡山市三穂田町富岡字奉		同日

藁谷 勝基	猪狩 利昭	新妻 貞夫	今田 悟	柳井 久雄	有限会社 恵みのファーム	山木 紀雄	門馬 重男	水戸 樹一	早川 正利	芳賀 広光	中津川 義博
いわき市三和町渡戸字宿四六一	いわき市大久町大久字上谷地四	いわき市大久町大久字原九九	いわき市大久町大久字中ノ内七	いわき市大久町大久字唐貝内一六一二	相馬郡新地町谷地小屋字館前二 六三	相馬郡新地町谷地小屋字原一七一	相馬市椎木字北原二〇九	相馬郡新地町谷地小屋字新地五九	相馬郡新地町谷地小屋字北狼沢五七	相馬郡新地町谷地小屋字木舟七九一二	相馬郡新地町谷地小屋字館前二 六一六
いわき市三和町下市萱字根小屋三二二ほか二筆	いわき市一時利用地大久二五ほか百六十九筆	いわき市一時利用地大久一〇八一Dほか五十三筆	いわき市一時利用地大久一六八一Dほか百六筆	いわき市一時利用地大久二三九一cほか五十五筆	相馬郡新地町谷地小屋字馬場七六四ほか二十五筆	相馬郡新地町谷地小屋字北追八四九一aほか三筆	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五六五一aほか一筆	相馬郡新地町谷地小屋字駒込六二二一a	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五五八一一ほか四筆	相馬郡新地町谷地小屋字北追八四九一b	相馬郡新地町谷地小屋字潤崎四七一ほか五筆
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

(農業担い手課)

福島県告示第五百八十四号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十八年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道古殿 須賀川線	石川郡石川町大字中田 字下三森二四番二地 先から 同 郡同 町大字中田 字上矢造二二六番二地 先まで	変更前 変更後	五・三〇 一五・七	一〇六・五 一一五・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道湯野 上会津高 田線	大沼郡会津美里町東尾 岐字宮ノ下三五八一番 一地从先から 同 郡同 町東尾	変更前 変更後	六・五〇 二五・三	三九四・〇 三九四・〇

岐字市野三三二番地 先まで	二五・三
------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第五百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道橋本 会津高田 線	大沼郡会津美里町字高 田前川原三六四〇番一 地先から 同 郡同 町字台 ノ下甲四一五三番四地 先まで	変更前 一三・五 二五・五 変更後 一三・〇 一三・五	一三・〇 一三・五	一三七・五 一三七・五

(道路計画課)

福島県告示第五百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道橋本会津高田線	大沼郡会津美里町字高田前川原三 六四〇番一地先から 同 郡同 町字台ノ下甲四一 五三番四地先まで	平成二十八年九月二十七日

福島県告示第五百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道喜多方停車場線	喜多方市字一本木上七七四八番一 〇地先から 同 市字一本木上七七七二番六 地先まで	平成二十八年九月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第五百八十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年七月八日次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称
及び所在地

山本 新一 大沼郡会津美里町 平成二八年一〇月一日から

法幢寺南甲三五三 平成三三年九月三〇日まで

一 大沼郡会津美里町法幢寺南甲三五三一 (出納総務課)

福島県告示第五百九十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年七月十五日次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称
及び所在地

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 平成二八年一〇月一日から

福島県庁消費組合

組合

七五号

平成二十三年九月三〇日まで

河合庁売店
白河市昭和町二六九
番地
(出納総務課)

福島県告示第五百九十一号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年七月二十二日次のとおり指定した。
平成二十八年九月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社斎藤 白河市道場町二六
銃砲火薬店 番地
平成二十八年一〇月一日から
平成二十三年九月三〇日まで

有限会社斎藤銃砲火
薬店
白河市道場町二六番
地
(出納総務課)

福島県告示第五百九十二号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年七月二十五日次のとおり指定した。
平成二十八年九月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

齋藤 昌一郎 喜多方市塩川町字
新丁一七九三番地
平成二十八年一〇月一日から
平成二十三年九月三〇日まで

丸藤酒店
喜多方市塩川町字新
丁一七九三番地一
(出納総務課)

福島県告示第五百九十三号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年八月三日次のとおり指定した。
平成二十八年九月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

株式会社蔵場 郡山市方八町二丁目
目一五番一―号
平成二十八年一〇月一日から
平成二十三年九月三〇日まで

株式会社蔵場
郡山市方八町二丁目

一五番一―号

福島県告示第五百九十四号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年八月二十二日次のとおり指定した。
平成二十八年九月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

福島さくら農 郡山市朝日二丁目
業協同組合 十四番七号
平成二十八年一〇月一日から
平成二十三年九月三〇日まで

福島さくら農業協同
組合小川支店
いわき市小川町上小
川字伊吾内一〇番地
(出納総務課)

福島県告示第五百九十五号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年八月二十三日次のとおり指定した。
平成二十八年九月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社プロ・ 福島市成川字成田
セール 口一六番地の一二
平成二十八年一〇月一日から
平成二十三年九月三〇日まで

成川店
福島市成川字西谷地
一三番地の一
セブンイレブン福島
山口店
福島市山口字雷四番
地の一

有限会社プロ・ 福島市成川字成田
セール 口一六番地の一二

株式会社マツ 山形県長井市船場
キ 五番一四号

同

同

同

同

有限会社文化堂スポー
ツ
二本松市亀谷一丁目
五四番地

渡邊 善弘 二本松市百目木字 町二一五番地 同

常洲屋 二本松市百目木字町 二一五番地

武田 修一 伊達郡国見町大字 藤田字北十七番地 同

有限会社武文商店 伊達郡国見町大字藤 田字北一七番地

一般社団法人 福島市町庭坂字大 福島県交通安 原一番地の一 同

福島県警察郡山運転 免許センター売店 郡山市大槻町美女池 上一四番地の六

吉田 紀子 郡山市田村町守山 字殿町一番地の一 同

郡山市田村町守山字 殿町一番地の一

須賀川瓦斯株 式会社 須賀川市卸町四四 番地 同

酒スーパ―須賀川店 須賀川市大字西川字 後田一三五番地

(出納総務課)

福島県告示第五百九十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年八月二十四日次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事

内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

根本 光弘 いわき市平字旧城 平成二八年一〇月一日から 跡一二番地一 平成三三年九月三〇日まで

山百商店 いわき市平字南町二 七番地

(出納総務課)

福島県告示第五百九十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年八月二十五日次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事

内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

檜枝岐村農業 協同組合 南会津郡檜枝岐村 字下ノ原八七一番 平成二八年一〇月一日から 平成三三年九月三〇日まで

檜枝岐村農業協同組 合 及び所在地

地

南会津郡檜枝岐村字 下ノ原八七一番地 (出納総務課)

福島県告示第五百九十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年八月三十一日次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事

内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

郡山地区警友 会 郡山市字城清水二 三番地 平成二八年一〇月一日から 平成三三年九月三〇日まで

郡山地区警友会 郡山市城清水二三番 地(郡山警察署内)

吉田 昌弘 石川郡石川町字新 町九二番地 同

石川郡石川町字新町 九二番地 (出納総務課)

公 告

公告第二百五十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十七日

福島県知事

内 堀 雅 雄

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十三日

二 名称

特定非営利活動法人こころ育つ小さな森の塾

三 代表者の氏名

小森 洋一

四 主たる事務所の所在地

福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字戸草四百四十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや若者、女性及び高齢者に対して、自ら学ぶ力を培う体験や自 分の世界を広げる学びの機会を提供する事業を行い、創意工夫する能力や創造力、探 究心のある子どもの育成、自己実現や地域社会で活躍したい若者や女性の支援、社会

や次世代とつながる高齢者の活動を推進するとともに、体験や学びを通じた世代間や都市と農山村のつながりの推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)